令和 6 年度 事業計画 社会福祉法人 希求会

(\$	<	じ))																				
[1]		法	人	本	部				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	• P2
[2]		さ	<	5				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	• P7
	1		さ	<	5	全	体				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P7
	2		さ	<	ら	生	活:	介	護	事	業				•	•	•	•	•	•	•	•	• P8
	3		さ	<	6	就	労	継	続	支	援	В	西	引	業	4		•	•	•	•	•	P11
[3]		き	ら	り				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P14
	1		き	ら	ŋ	全	体				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P14
	2		き	5	ŋ	生	活	介	護	事	業				•	•	•	•	•	•	•	•	P15
	3		き	5	り	就	労	継	続	支	援	В	型	事	業	4			•	•	•	•	P20
[4]		な	な	ほ	し					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P23
	1		な	な	ほ	し	全	体				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P23
	2		な	な	ほ	し	生	活	介	護	事	業							•	•	•	•	P24
										(す	て	5)		•	•	•	•	•	•	•	P24
										(12	じ	, 1	ろ)		•	•	•	•	•	•	P26
	3		な	な	ほ	し	短其	朝ノ	入月	沂 :	事業	美			•	•	•	•	•	•	•	•	P30
[5]		き	き	ゆ	う	ホ		ム				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P31
	1		き	き	ゆ	う	ホ	_	ム	全	体				•	•	•	•	•	•	•	•	P31
	2		共	同	生	活	介	護	(す	ば	る	: :	グ)	ルー	<u> </u>	プ;	ホ -		ム)	•	•	P31
	3		短	期	入	所	(_	=	つ <u>.</u>	星	:	シ	日、	_	<u>ا</u>	ス	ティ	イ)	•	•	•	•	P33
[6]		特	定	相	談	支	援	事	業	所	: ;	z ,	<	5				•	•	•	•	•	P35

[1] 法人本部

1. 理念

誰もが希望を追い求められる地域社会の構築に貢献します。

当会は、障害のある人の基本的人権(自由権、平等権、社会権、幸福追求権等)が保障されるための環境を整え、障害のある当事者と地域の人々と共に、障害のある人も地域の中で当たり前に生活することのできる(ノーマライゼーション)社会を実現していく活動を通して、親亡き後も、これから生まれてくる子どもたちのためにも、誰もが安心して幸せに暮らせる社会を希求していきます。

2. 運営施設一覧

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

施設名		種別	定員	事業開始年月日
さくら		生活介護	15 人	平成20年4月1日
		就労継続支援 B 型	20 人	平成22年4月1日
きらり		生活介護	13 人	平成23年4月1日
		就労継続支援 B 型	20 人	平成23年4月1日
ななほし		生活介護	27 人	平成28年4月1日
		短期入所 (ショートステイ)	5床	平成28年4月1日
ききゅうホーム	すばる	共同生活援助 (グループホーム)	6人	平成25年4月1日
三つ星		短期入所 (ショートステイ)	3床	平成25年6月1日

(口) 相談支援事業

特定相談支援事業所さくら	計画相談支援	_	平成 26 年 11 月 1 日
--------------	--------	---	------------------

3. 情勢展望

新型コロナウイルスは、昨年 5 月に感染症法上の位置づけが 2 類相当から 5 類となり、以降社会はアフターコロナの様相へと急速に転換した。当会においても感染者の発生はあるものの、関係者含め重篤な症状に至った方はいない状況が続いていることから、感染者発生時の施設閉鎖等の対応は 5 類である季節性インフルエンザと同等に切替え、感染予防対策は引き続き厳に行いつつ、コロナ禍前の支援プログラムを順次再開し、支援内容の再充実に取り組んでいるところである。

世界情勢は、政治的分断や対立の深まり、物価の高騰、地球温暖化、エネルギー・食糧危機、我が国においてもこれらの世界情勢を受けた経済・食料・エネルギー安全保障問題、物価高騰、賃金上昇、莫大な借金と社会保障費の増大、災害対応、デフレ脱却経済立て直しなど課題は山積しているが、中でも少子高齢化よる現役世代の負担増や労働者不足が深刻化していくことは確実で、医療・介護・農業・運輸・建設・接客などエッセンシャルワーカーといわれる業種では 2030 年に 341 万人、2040 年には 1,100 万人不足する試算もある。

障害福祉を取り巻く情勢は、障害者自立支援法が施行されてから 17 年が経過し、現在、障害福祉サービス等の利用者は約 150 万人、国の予算額は約 2 兆円となっており施行時からそれぞれ約 3 倍となっており、核家族化が多様化が進む中で益々福祉ニーズは高まっている。2014 年 1 月に世界に遅れて障害者権利条約を批准した我が国において 2022 年 8 月に初めて国連の権利委員会の審査が行

われ同年9月に総括所見・改善勧告として、地域移行・強制入院、インクルーシブ教育など様々な課題が指摘された。令和6年度は、国・県・市町村による第7期(令和6~8年)障害福祉計画、障害者総合支援法の改正及び報酬改定の年となる。人材確保対策にかかる処遇改善とともに、国連勧告への対応もあり、脱施設・地域移行、地域連携、情報公開、多様なニーズに応える専門性・体制、支援時間・内容、就労支援などサービスの更なる質の向上と充足、効率化を促す内容となっており、それらの結果や成果に基づく評価が報酬の増減に反映される見直しとなっている。注目は地域移行の部分で、政府はこれまでもいわゆる入所施設は増やさない方針としていたが、今回は更に入所施設定員を減らすことに踏み込んでおり、障害者の地域生活における暮らしの場としてグループホームの重要性が増すことになる。

地域としては、さいたま市の障害者の人数は、直近で身体障害者はほぼ横這いだが、知的障害者と精神障害者は増加が続いている。特に軽度の精神障害者の増加割合が高く、知的障害者においても軽度の増加割合が高いものの中度・重度・最重度の人数も増加し続けている。株式会社等の参入が進み障害福祉サービス事業所は充足してきており、通所事業所などは設備が新しくコンセプトのしっかりした施設への特別支援学校卒業後の進路選択傾向や、グループホーム等の住居を備えているか連携がとれている法人施設への移動なども見受けられる。グループホームについても急速に増えている反面、重度の障害者も受け止め切れる質の担保が課題となっている。

当法人においては昨年度、これまで賃借していた「きらり」「さくら」の土地建物の自己所有化を実現し、それぞれ通所事業所としての継続性を高める形に一歩前進することができた。一方で、利用者家族の高齢化が進んできており、親の病気などで短期入所の緊急利用や他法人のグループホームへ入居される事例も出てきている中で、グループホーム2棟目増設へのニーズが高まってきているが未着手となっている。

4. 令和6年度 基本方針

情勢展望を受け、各施設経営及び事業の実施にあたり、各施設との総合調整を図り、利用者及び地域から信頼され選ばれ求められる魅力ある施設、職場作りを推進する。

まずは、改めて当法人の理念に立ち返り当法人のミッション(存在理由・使命・役割)として浸透させ、そして次に掲げるビジョン(目指す理想の姿・何をやるのか)、特にグループホーム増設の実現に向け、必要な取り組みや役割を果たしていくことに注力する。

①暮らしの場	グループホーム	家、生活の基盤、地域生活・余暇の充実
②日中活動の	通所事業所	社会参加、自己実現、活動の充実、豊かな生活の糧となる仕事
場		の提供(作業工賃)、地域貢献
③緊急対応の	短期入所事業所	在宅の人の緊急の居場所、介護者の休息、将来家族から離れた
場		生活を見据えた体験
④相談の場	相談支援事業所	福祉サービスや社会資源を効果的に活用する相談援助、地域連
		携

以上の4本柱を充足させることで「どんな重い障害があっても誰一人取り残さない」「24 時間 365 日切れ間なく」「一人ひとりのライフステージをその人らしく健やかで豊かな生活を満喫できる」を形にする。

5. 令和6年度 重点項目

(1) 施設整備

- ① グループホーム増設に向け、設置場所候補地の調査・選定、具体的な設立計画を立て、関係機関と協議を始める。
- ② 既存の各施設の設備や備品の修繕や更新を適時行い、利用者が気持ちよく活動でき、職員が働きやすい職場環境を整備する。

(2) サービスの質の向上、魅力ある施設・職場作り

- ① 利用者のニーズや意思を把握し、地域における最適なサービス提供に努める。
- ② 支援プログラム・メニューの充実、創出
 - ・日々の活動を通して利用者個々の好きや得意な事、出来る事を発見し、創意工夫によりそれら を活かした活動を見出し選択の幅を広げ、充実・満足・やりたいに繋げる。それを作業活動へ も繋げていき、グループホーム等での豊かな生活の糧となる工賃の向上へと繋げる。
 - ・地域の企業や団体との協力関係を築き、人手不足など地域や企業が抱える課題に貢献できる活動を見出し、利用者の個性や持てる力を活かせて利用者自身が喜ばれていることを実感できる場や機会を創出する。
 - ・農福連携、加工、販売など広い視野で利用者の活動の場を見出す。
 - ・こうした取り組みの中で、職員が利用者の生き活きした姿を目の当たりにすることで、この仕事へのやりがいや魅力を見出していけるようにする。
 - ・新しい発想や新鮮味も大事に、新たな取り組みの提案を促し、本部として各施設をサポートしていく。

② 人権の擁護

虐待防止マニュアルに基づいて、「障害者差別禁止法」「障害者虐待防止法」を踏まえ、差別や虐待防止のための職員意識の強化及びその仕組みを積極的に推進し、全職員で利用者の人権擁護に取り組む。

- ・虐待防止研修、身体拘束適正化研修、権利擁護研修の実施
- 各施設の虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会の統括

(3) 人材確保・育成・定着及び人事・労務管理

組織として利用者の現在から将来に渡り長い人生を安定して支援し続けるためには、それを実際に担い継承していく職員の存在が不可欠である。引き続き、処遇改善や福利厚生の充実を図り、職員がやりがいを持ち長く勤められる働きやすい職場環境作りに努め、高い専門性と豊かな人間性を備えた人財を育てる。

- ① 福祉関係学校、ハローワークなどと連携を密にし、必要な人員を計画的に採用する。 また、一般求人媒体や SNS を活用することや募集ツールを整備し、効果的な採用活動を行う。
- ② それぞれの個性や能力を活かせる職場づくりを行う。また、雇用形態や雇用時間を工夫し、多様な働き方が選択できる仕組みづくりを行う。
- ③ 法人内での研修を充実させるとともに、各種団体主催の外部研修にも積極的に参加できるようにしていく。また、登録制のネット配信研修サイトを活用して職員自ら学びやすい環境を整える事や、外部から講師を招いて研修を開催するなど、研修制度の充実を図る。

- ④ 各事業所間、事業所内での人事異動を行い適材適所の人員配置をしていくとともに、視野を広 げる経験を積めるようにしていく。また、能力と実績のある若手職員をリーダーへと積極的に登 用し、次世代を担える人財へと育成してく。
- ⑤ 管理者等による全職員の個別面談を定期的に実施し、組織の理念や目標の理解を浸透させると ともに、職員個々のキャリアデザイン支援とメンタルヘルスに努める。
- ⑥ 能力及び実績本位の人事管理・給与制度を円滑に実施するとともに、経営状態を十分勘案しながら、職員の処遇改善、労働環境の改善に努める。

職員の処遇については、引き続きの処遇改善加算の活用と定期昇給により、給与の改善を行う。

- ⑦ 職員交流会を実施し、職員間のコミュニケーションの円滑化を図り、働きやすい職場環境を構築する。
- ⑧ 顧問社会保険労務士と連携して就業規則等の適時見直しとその適正な運用と円滑な労務管理に努める。
- ⑨ ハラスメント等職員相談窓口を設置し、適切な対応を行う。

(4)制度改革・報酬改定への対応

- ① 法令遵守し、減算にならない体制整備に努める。
- ② 制度を活かし、体制を整えて加算を取得し、サービスの向上と経営の安定につなげる。

(5)組織機能の強化

- ① 全員参加経営を行い、各拠点施設が施設長を中心に職員一人ひとりが主体となって利用者接点において自主的自律的な価値提供できる運営を推進し、法人本部はそれを下支えする体制を構築する。
- ② 管理職の育成に努め、各責任者が出席する経営戦略会議等を通して、法令遵守・役割分担・企画力を強化し、縦横連携体制を整え、法人運営の推進力につなげる。

(6) 財務管理

法人本部職員及び各施設長が出席する毎月の会議において各部署の月次会計状況を確認し合う こと、第三者機関の会計事務所による毎月の会計状況チェックにより、経営の透明性の向上と施設 会計・経理の適正管理の維持を図る。

(7) 危機管理

① 事故防止

施設管理者、現場職員の安全管理に対する意識を高めるとともに、ヒヤリハットの収集と分析、危険予知訓練により、予測されるリスクへの適切な対応を行い、利用者が安全・安心して活動できる環境作りを行う。

② 災害・振興感染症対策

被害を最小限にとどめつつ、福祉事業の継続あるいは早期復旧を可能とできるよう、各種対応マニュアルや自然災害及び感染症BCP(事業継続計画)の運用を行い、いざという時に全職員が適切な対応が取ることが出来るよう周知徹底を図る。

(8) 利用者家族との連携

サービスの改善や法人としての方向性等の確認をするため、利用者家族アンケートの実施や懇話会を開催する。

(9) 広報活動・情報公開

- ① ホームページの掲載内容を充実させ定期的に更新し、利用者、家族をはじめ地域の方々に情報を公開する。また、新規職員の採用活動ツールとして確立する。
- ② 障害福祉サービス等情報公表システムへの報告を行う。

6. 5ヶ年計画 (短・中期計画)

年度	計画
6	①グループホーム増設の候補地選定・具体的計画立案
	②「さくら」「きらり」の建替え、または移転の方針検討
7	①グループホーム増設の準備開始
	②令和6年度方針に対応
8	①グループホーム増設の建設または改修工事開始
	②令和6年度方針に対応
9	①グループホーム運営開始
	②令和6年度方針に対応
10	②令和6年度方針に対応

7. 理事会・評議員会等の開催予定

令和6年5月 次期評議員候補者の選定、評議員選任解任委員会の開催

令和6年6月 令和5年度 事業報告、収支決算報告、評議員改選、 他

令和6年11月 令和6年度上期 事業報告、収支報告、令和6年度 補正予算(案)、 他

令和7年3月 審議事項:令和7年度 事業計画、収支予算(案)、他

※ 他、必要に応じ随時開催

[2] さくら

1. さくら全体

(1) 実施事業及び利用定員と利用登録者数(令和6年4月1日予定)

実施事業	生活介護	就労継続支援 B型	合計
定員	15名	20名	35名
125%定員	18.75名	25名	43.75名
登録利用者数	18名	28名	46名

(2) 事業所運営基本方針

誰もが、人として幸せに生きていく為に、下記の項目を重視した運営を行う。

- ① 発達・成長する権利の保障
- ② 自己選択・自己決定を基本とする、自己実現へ向けた本人中心の支援
- ③ コミュニケーションや意思の伝達等、人間関係を築くための力、手段を獲得する支援
- ④ 労働権及び所得の保障
- ⑤ 地域社会へ活動の場をつなげる支援

(3) 令和6年度重点目標

- ① 来訪する全ての方への挨拶、笑顔の対応で明るい施設運営を行う。
- ② 社会福祉施設としての役割と責任を理解し、実践する取組み。
 - i 向上心を持ち、自己研鑽に努める職員の育成
 - ・社会福祉の従事者として、感謝、謙虚、共感の意味を理解し、支援の現場で実践する。
 - ・障害特性を理解し、「その人らしさ」を尊重し、各利用者がより能動的に活動に参加できるように努める。
 - ・報・連・相を基本とした、職員間の情報共有と利用者、家族への情報提供を徹底する。
 - ・この考えを基調とし、それを生かした組織づくりを行う。
 - ii 安心、清潔な環境の提供
 - ・新型コロナウイルス等感染症の予防。マスクの着用、手指消毒、定期的な換気、出来る範囲 でのソーシャルディスタンスを徹底する。
 - ・施設内の消毒、清掃、整理整頓を徹底する。
 - ・危険予知に努め、リスクマネジメントを理解し実践する。

2. さくら生活介護事業

(1) 事業の法的位置づけ

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、常時介護を必要とする者に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う事業。

(2) 基本方針

本人の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立った支援の提供に努める。

日中活動において、多様なプログラムの提供に努め、それらの場面を通して、一人ひとりが持てる力を十分に発揮できるよう支援し、またその環境を整備する。

他者との関わり、コミュニケーションを育むことはその人らしい豊かな生活を実現していくう えでとても大切なものであり、施設の内外を問わずそのような機会を職員が積極的に作り出し ていく。

(3) 令和6年度重点目標

- ① 障害特性に配慮した環境面の整備と個別の取り組み
 - ・主に自閉症支援の観点から、3つの作業スペースを有効に活用し、利用者個々のスペースや動線を確保することでより安定した日中活動への取り組みを図る。
 - ・個別支援計画における、作業、運動、衛生等利用者個々の支援内容から、全体としての取り 組みと個別の取り組みを日中活動時により明確化し実践する。
- ② 事故の防止・予防、避難時の対策
 - ・新型コロナウィルス、インフルエンザ等の感染予防対策として、利用者来所時の体温管理や 手洗い、消毒の徹底に努める。また、活動時に一定時間を置いて作業室の換気を行う。
 - ・職員間の情報共有、リスクマネジメントを徹底し、事故に対する意識を高め、事故の防止、 事故の起きにくい環境整備に努める。
- ③ 屋外活動の充実を図る。

感染症等の予防に配慮を行いながら主に屋外活動の充実を図る。改めて、ウォーキングや公園外出の日常的な施設外活動の時間を可能な限り提供していく。また、この数年取組めていなかった昼食買い出しを定期的に行い、社会体験活動としての日帰り外出も実践可能なスタイルを模索し実行する。

(4) 支援内容

① 生活支援

活動の場を施設外にも広めることで社会体験の機会を積極的に作り、利用者の新たな力を引き出せるような支援に取り組む。

i. 日常生活支援

ア 着脱衣、整容 イ 食事 ウ 排泄 エ 挨拶など

- ii. 生活スキル支援(社会資源の活用、金銭授受、自己選択など)
 - ア 昼食買い物支援
 - (交互に月1回) イ 弁当注文支援
- iii. 社会体験活動
 - ア 外出プログラム(通年)
- ② 文化的活動支援

プログラムとして月予定の中に組み込むことで定期的に実施する。

- i アート療法(2ヶ月に1回)
- ii 音楽療法(月1回)
- iii 室内レクリエーション(月1回以上) iv その他、利用者の希望する活動
- ③ 機能訓練・体力づくり支援

利用者の健康面に配慮すると共に、体重の増減等を注視しながら体力維持に努める。又、利用 者が興味を持って取り組めるプログラムの提供に努める。

- i 機能訓練
 - ア 運動プログラム (月1回)
- ii 体力づくり
 - ア ウォーキング 近隣の公園(毎日)
 - イ 上尾運動公園、丸山公園、その他公園(月2回以上)
 - ウ 土曜日の余暇利用した運動活動
- ④ 生産活動支援

年間を通して安定した作業量の提供を行う事で、働くことの喜びや達成感を得られるように支 援を行う。

- i 受注作業
 - ア リサイクル作業 (グリーンロジテック株式会社)
 - イ リサイクル作業(株式会社タカダ・トランスポートサービス)
 - ウ 広報誌等の配達(宮原地区社会福祉協議会、北区社会福祉協議会)
 - エ その他作業(随時)
- ii 自主生產活動
 - ア 紙漉き(月1回)
- iii 工賃支給目標 一ヶ月平均 1000 円
- ⑤ 販売活動支援

販売に携わることで社会参加をして頂き、人との関わりやコミュニケーション能力を高められ るようによう支援を行う。

- i ピアショップ販売(月1回 北区役所にて)※他の活動とのバランスを考え参加を検討する
- ii その他お祭り、各種イベント等に出店(見沼区民祭り等)

(5) 月間・年間予定表

		内容	実施場所
	毎日	グループでのウォーキング	さくら周辺
[3 週 月	理髪	さくら
	1 週 金	音楽療法	さくら
	4 週 金	運動プログラム(職員持ち回り)	さくら
	1・3週 金	看護師による健康チェック	さくら
	毎週水	リラクゼーション	さくら
		アート療法(2ヵ月に1回)	さくら
月間行事	不定期	自主生産品販売(ピアショップpm)	北区役所
		創作活動	<u>さくら</u>
	不完期	室内レクリエーション(月1回)	さくら
		<u> </u>	グリーンロジテック
	不完期	タカダ (月 2 回)	タカダトランスポート
	不空期	海動八国从山(日)同以上)	
	<u> </u>	運動公園外出(月2回以上)	未定
		紙すき (月2回)	さくら
4 🗆		利用者自治会(月1回)	さくら
4月		日赤資材配達業務	北区
		買い物(昼食)	未定
5月		買い物(昼食)	未定
6月		賛助会費資材配達業務	北区
	未定	あんしんみやはら配達業務	北区
		選択外出① (予定)	未定
		消防訓練 (消防立ち会い予定)	さくら
7月		納涼イベント	さくら
8月		弁当注文	未定
9月		買い物(昼食)	未定
10月	未定	弁当注文	未定
	未定	田村会チャリティーゴルフ(参加賞出品)	未定
	未定	個別面談:支援計画の中間報告	さくら内
11月		あんしんみやはら配達業務	北区
		インフルエンザ予防接種	未定
		選択外出②(予定)	未定
		北区民まつり(自主生産品販売)	市民の森
		見沼区ふれあいフェア(自主生産品販売)	堀崎公園
12月		クリスマス行事	さくら
1 4 /1	<u> </u>	<u> </u>	さくら
	土 一	避難訓練 大掃除	さくら、近隣公園
	木 上 一	<u> </u>	<u>さくら</u> さくら
1 🛭			
1月		年明けうどん	未定
2月		あんしんみやはら配達業務	北区
	第1週目	節分	さくら
		弁当注文	未定 さくら
		個別面談:支援計画の今年度評価	さくら
		次度支援計画の確認	
3月	月末	年度納め会	未定
	土中	選択外出③ (予定)	未定

3. さくら就労継続支援 B 型事業

(1) 事業の法的位置付け

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されるこ とが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労の機会を提供するとともに、 生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために就労に必要な訓練 その他の便宜を適切かつ効果的に行う事業。

(2) 基本方針

- ① 利用者の将来像を想定し、就業・生活・社会の三分野について、利用者自身が自らの潜在能力 を引き出していくための、効果的かつ、安定して臨める日中活動プログラムの提供、個別支援計 画の提案を行う。
- ② 就業プログラムにおいては、工賃の向上、業務内容の質の向上を目指し、恒常的にその内容を 吟味していくものとする。
- ③ 利用者の社会性をより深められるように、新しいことを経験する機会の提供に努める。また、 利用者の希望が反映される事業運営を目指す。
- ④ 創作活動等、利用者が自己の表現のできる活動プログラムを積極的に取り入れる。

(3) 令和6年度 重点目標

- ① 利用者の日常支援に携わる職員は、利用者個々の障害特性を理解するために、必要な様々な知 識を学び、課題だけでなく利用者本人の強みに着眼した支援目標を創出する。また、利用者の意 思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に務めます。
- ② 利用者の家族やグループホーム職員との連絡を密にし、利用者の毎日の心身の状況把握に努め、 利用者自身が自立に向けた過ごし易い環境を提供する。 就業面では、個々の特性を理解し、 利用者の就労機会の拡大と知識及び能力の向上に努めます。また、能力が高まった方は、一般就 労に向けて支援していきます。
- ③ 作業室内の各設備の配置に関しては、利用者それぞれの動線に配慮し、日常の作業、生活面に おける活動がより円滑に働くよう努める。また、リスクマネジメントを徹底し、事故の防止と衛 生面の管理においては、感染対策(手洗い、うがい、消毒、マスク着用、検温記録)を徹底し、三 密を避け各職員が日々、自覚と責任を持って取り組む。

(4) 支援の概要

① 就職実現プログラム

i 作業訓練

事業所内外での作業を行いながら「働く」ことへの意識の向上、職場における規則の遵守、 マナーの習得などを支援する。一般企業への就労を希望する利用者に対しては、施設外就労な どを選択し、企業に準じた職場の雰囲気を感じることができるように環境整備を行う。

ア 所内作業

- ・学童文具組み立て他(グローバル)・菓子箱箱折り他(大和輸送)
- ・箸、しょうゆ等の袋詰め(銀のさら)

- ・書類封入、発送作業(行政書士会事務所)※年間に数回
- ・書類封入、発送作業(慶福寺)※年間に数回。
- ・ペーパービーズアクセサリー作り(自主生産品作成)
- ・PCR 検査キッド作り(アンビシャス)
- イ 施設外作業(企業内活動)
 - ・ベッド解体・資材分別作業(TAKADA 環境)

※公園清掃業務はさいたま市の予算縮小により5年度で終了となる。

ウ 工賃支給目標(施設内外就労含む) 月平均 20,000 円以上 施設外就労 15,000 円、内職作業 5,000 円目標とする。

ii 職場実習

希望される利用者の性格や特性等を考え、一人一人のニーズにあった企業内で実習を行う事で具体的な一般就労のイメージを養い、より目標を持って日々の作業に取り組めるように支援する。機会の提供においては前述の施設外就労や職業能力開発センターの委託訓練など外部機関の提供するサービスに加え、さくら独自に企業開拓を進め利用者に多くの実習機会を提供出来るように努める。

iii 就職活動

一般企業への就職希望がある者に対し、関係機関や協力企業と連携しながら求職活動に必要なスキルを習得出来るよう体系的な支援を行い、希望の職業や業種への就労を目指す。将来的な企業就労へのニーズが生まれるように広く情報提供を行う。

- ・履歴書の作成支援・・面接実習・関係機関の求職講座の受講
- ・障害者委託訓練事業の利用等の施設外支援・・企業合同面接会への参加
- ② 生活支援・自立支援プログラム

利用者本人とその家族の希望や状況を元に、それぞれのニーズに沿った個別支援計画を作成する。これらを踏まえて将来の生活形態をイメージし、必要な生活のスキルを順序立てて支援課題とし、その習得を図ることを目的とする。

i 日常生活支援

生活支援については内容の充実、頻度を増やすなど適宜見直しを行い、地域生活への移行を スムーズに行なうための力を身につけていけるように、その重要性の高さを認識する。

- ・着衣脱 ・整容(歯磨き、洗面含む) ・食事 ・排泄 ・清掃 ・洗濯 ・挨拶
- ・弁当注文(全体、年4回)
- ii 余暇活動
 - ・利用者の希望に沿った内容の活動を行う。主に土曜日の半日を充てる。 季節行事や外出、施設間交流スポーツ、レクリエーション、カラオケボックス利用等。
- iii 地域活動
 - ・宮原2丁目自治会活動や、宮原地域の活動への参加、地域の公園清掃等。
- ③ 社会適応支援プログラム

職場や地域活動において円滑な人間関係を築く為に、基礎的なコミュニケーション能力やマナーを習得することを目標とする。

- i ワークシートによる学習、ロールプレイの実施
- ii マナー講習会の開催

(5) 月間・年間予定表

	回数		内容	実施場所
	8	毎週火・金	ウォーキング	宮原公園等
	4ヵ月お		昼食の買い物(全体で実施)	スーパーマーケット(ヤオコー、
月	きに 1	偶数月		バリュー等)
間	口		弁当注文 (全体で実施)	さくら (ホットもっと弁当注文)
行				
事				
す	22~25	月~土	施設外就労 (リサイクル等)	TAKADA 環境
	2~3	2・4 週 火	施設外就労 (公園清掃)	三橋総合公園
	1	3週 月	理容サービス	さくら
	1		看護師による健康チェック	さくら
		随時	余暇活動	さくら、自治会館等
	, [1 日	入所式	さくら
	4月	未定 (平日)	お花見	宮原公園
		未定 (平日)	健康診断	大島クリニック
	5月		(身長、体重、問診、その他)	
年		未定 (平日)		
間 間	a =	未定 (平日)	選択外出	未定
	6月	未定 (平日)	避難訓練(自主訓練)	さくら
行	7月	未定 (平日)	七夕	さくら
事	8月	未定 (平日)	暑気払い (スイカ割り)	さくら
	9月	未定 (平日)	選択外出	未定
	10 月	未定 (平日)	選択外出	未定
		未定	健康診断(身長、体重、問診)	未定
	11 月	未定	個別面談、支援計画の中間評価	さくら
		未定	北区民祭り	市民の森
		未定	クリスマス会 (ケーキ作り、カラオケ)	さくら
	12月	未定	防災総合訓練(消防立ち合い)	さくら
		未定	冬季休暇	
	1月	未定	年明けうどん	さくら
	2 月	3 日	節分	さくら
			豆まき、お面作り、ゲーム	
	3月	未定	個別面談、支援計画の年度評	さくら
			価、次年度支援計画	

[3] きらり

1. きらり全体

(1) 実施事業及び利用定員と利用登録者数(令和6年4月1日予定)

	生活介護	就労継続支援B型	きらり全体
定員	1 3名	20名	3 3 名
125%定員	16.25名	25.00名	41.25名
登録利用者数	15名	26名	41名

(2) 事業所運営基本方針

誰もが、人として幸せに生きていく為に、下記の項目を重視した運営を行う。

- ① 発達・成長する権利の保障
- ② 自己選択・自己決定を基本とする、自己実現へ向けた本人中心の支援
- ③ コミュニケーションや意思の伝達等、人間関係を築くための力、手段を獲得する支援
- ④ 労働権及び所得の保障
- ⑤ 地域へ、社会へ活動の場をつなげ広げる支援

(3) 令和6年度重点目標

- ① 来訪するすべての方への挨拶、笑顔を絶やさない明るい施設、また、すべての方へ感謝・謙虚な気持ち『ありがとう』と素直に言える施設・おもてなしの心を持てる施設を目指す。
- ② 全職員の働きやすい環境のため、職員との面談や親睦会を設け、対話する機会をより作っていく。チームの結束力を高め、一丸となって仕事を遂行していく。

また、働きやすい環境の一つとして男女問わず、育児休暇などより自由に取れる様な社風にしていく。若い世代が将来子供を持った時に『職場が理解を示してくれる』と感じ、希求会に残り長く福祉に携われる環境を作っていく。

また、福利厚生を充実させ、長く働きたいと思える魅力のある施設を目指す。

③ 障害を持った方への理解を深めるため、情報を共有し、資格など自己啓発を促しより知識を高め、虐待防止・良い支援へと繋げていく。

また、令和6年4月から障害者差別解消法にて、全事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化となる。我々福祉のプロとしてこの合理的配慮の考えを全職員に周知・徹底し、人として尊重し、利用者の気持ちを受容、また、環境の変更や調整といった配慮を行っていく。その思いを持ち、利用者の支援に従事していく。

2. きらり生活介護事業

(1) 事業の法的位置づけ

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、常時介護を必要とする者に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う事業。

(2) 基本方針

- ① 本人の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立った支援の提供に努める。
- ② 日中活動において、多様なプログラムの提供に努め、それらの場面を通して、一人ひとりが持てる力を十分に発揮できるよう支援し、またその環境を整備する。
- ③ 他者との関わり、コミュニケーションを育むことはその人らしい豊かな生活を実現していくう えでとても大切なものであり、施設の内外を問わずそのような機会を職員が積極的に作り出し ていく。

(3) 令和6年度重点目標

① 工賃支給目標を 1,500 円とする。

現在行っている施設内作業(ロジテック、解体、仕分け)に加え、織り物、ペーパービーズ、 スイーツマグネット等の自主生産品を販売する事により目標の工賃支給を図る。また、新たな 授産品の開発や販売経路の拡大に努める。

② 事故の防止・危険の回避

リスクマネージメントを徹底し、事故に対する意識を高め、危険の回避および事故の起きに くい環境整備に努める。加えて職員間での円滑なコミュニケーションにより必要とする情報を 共有し、事故を未然に防ぐ取り組みを行う。また、ソーシャルディスタンスに乗っ取り新型コ ロナウイルス等の感染対策に努める。

③ 本人の好きなプログラムまたは活躍できるプログラムの提供

個別の活動時間を充実させる。買い物、ストレッチ、プール、市内マラソン大会等の運動、音楽鑑賞等、本人の行動や興味を活かせるよう支援する。また、外部講師の音楽イベント、グラウンドを利用したスポーツ等安全に活動ができる場所を設定する。

④ 環境面の整備

利用者の個性に合わせた環境の整備に務め、棚などを有効に活用し、利用者個々のスペース や動線を確保することで、より安定した日中活動への取り組みを図る。また、机の消毒や換気 を行い、安全に活動できる環境を整備し続ける。

⑤ 心身の充実を図る

室内での体操、音楽療法、アート療法の各プログラムにより講師、職員と共に取り組むことで創造性を育み、心の安定や身体機能の向上、維持を図る。

(4) 支援内容

① 生活支援

活動の場を施設外にも広めることで社会体験の機会を積極的に作り、利用者の新たな力を引き出せるような支援に取り組む。

i. 日常生活支援

ア 着脱衣、整容 イ 食事 ウ 排泄 エ 掃除 オ 挨拶など

ii. 生活スキル支援(社会資源の活用、金銭授受、自己選択など)

ア お弁当注文(毎月1回) イ 外食支援(年2回) ウ 調理支援(少人数調理)

iii. 社会体験活動

ア 外出プログラム (通年)

② 文化的活動支援

プログラムとして月予定の中に組み込むことで定期的に実施する。

i 音楽療法(月1回)

ii アート療法(月1回)

iii 室内、室外レクリエーション(月4回程度) iv その他、利用者の希望する活動

③ 機能訓練・体力づくり支援

利用者の健康面に配慮すると共に、体重の増減等を注視しながら体力維持に努める。又、利用者が興味を持って取り組めるプログラムの提供に努める。

i 機能訓練

ア 運動療法(月1回) イ 体操(週1回)

ii 体力づくり

ア ウォーキング (月~金 午前 週4~5回程度)

④ 生產活動支援

一人ひとりの能力及び適性に合った作業(工程)を探ることで、働くことの喜びや達成感を 得られるように支援を行う。

i 受注作業

ア リサイクル作業 (グリーンロジテック株式会社)

イ リサイクル作業 (株式会社タカダ・トランスポートサービス)

ウ その他作業(随時)

ii 自主生產活動

ア ペーパービーズ イ 織り製品 ウ スイーツマグネット制作

iii 工賃支給目標 一ヶ月平均 1.500 円以上

⑤ 販売活動支援

販売という意識の獲得も含め、販売活動の機会を通して人との関わりやコミュニケーションを養えるよう支援を行う。

i お祭り、各種イベント等に出店

(4)-2 支援内容詳細

きらり生活介護事業においては、活動グループを『はやぶさ』、『こまち』、『かがやき』の3グループに分けて実施する。特別な記載がなければ、各グループ単位での活動となる。

1	生	活支援	
	i	日常生活の支援	利用者の自立を支え、自分一人で行うのか、サポートする誰かと行う
			のか、と将来をイメージし、利用者個々に必要とする支援を行う。

アー着脱衣	身体に負担の無いよう補助する。季節や寒暖に合わせた衣類の選択
	を助言する。たたみ、ハンガーかけの習慣づけを行う等。
イ 食事	食器具の使用方法について助言する。嚥下障害に気を付け、適切な量
	の食べ物を口へ運ぶ、キザミ食の提供を行う等支援する。それぞれの料
	 理の味、食感等が分かるよう十分に配慮する。
ウ排泄	全介助が必要な利用者であっても、プライベートな空間であること
	 に気を付け、常に配慮する。職員間の情報のやり取りについても同様。
工掃除	自分の身の回りについて、後片付けが行えるよう意識づけと、技術を
	 伝える支援を行う。
ii その他の生活支援	手段的日常生活動作(IADL)について、習慣的な活動として取り入
	れる。
 ア 買い物・外食	金銭授受による店舗利用の仕組みを体験するとともに、凡その金銭
	感覚への理解を進める。本人の選択・決定を促しやすい支援工夫を行
	j.
イ 調理実習	´ ° 少人数で行う事により、全ての調理工程を体験し、味で成果を楽しむ。
ウ挨拶	1日の始まりと終わり、コミュニケーションの起点としての意味を意
7 17.19	識し、職員とともに、互いに気持ちよく行えるよう常に心がける。
エ リラクゼーション	てんかん発作の予防、落ち着いて過ごす時間の提供として、利用者の
	状況に応じて実施する。ヒーリングミュージックやアロマ等も活用す
	る。
② 文化的活動支援	
iアート療法(最終週	絵画、塗絵、ちぎり絵等を行う。様々な体験をすると共に、完成した
	 作品については、掲示や広報を通したお披露目を行う。
ii レクリエーション	 作業の息抜きの他、遊びを通して仲間と楽しみを分かち合う経験や、社
ア きらり内レク	 会性を養う支援の機会とする。事業所内のレクリエーションは週に 1
イ カラオケ	┃ ┃回、カラオケや運動はアミューズメント施設を利用して、年度内に 2~
ウ運動	3回程度行う。
iii 音楽療法	- 音楽療法の講師によるプログラムで、リズムに合わせた発声、楽器演
	 奏を通し、リズム感や表現の力を伸ばす。事業全体で参加する。<第2
	月曜日>
iv 年中行事・企画	季節感を伝えることを大切にする。※ 最終項の年間予定を参照。
③ 機能訓練・体力づくり	to the property of the state of
i機能訓練	身体の拘縮を防ぐ、可動域を拡げる等の目的の為に必要な支援を行
2 DANIGH HIP	5.
ア・運動療法	[・] 楽しみながら体を動かすことのできるメニューを考え、実行する。専
	門の講師による効果的なメニューの発案、実施をしていく。(隔週 月曜
	日)
ii 体力づくり	『
アウォーキング	隣地である観音寺下公園内のウォーキングコースの片側を往復する。
1 / / / / / /	1/4/20 くの/ 3 既日 11 五四(11/2 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 関で 圧後 9 / 3 0

		転倒や見失い等には十分に配慮する。気象状況等(PM2.5 や光化学ス
		モッグを含む)により30分間を目安に行う。<土曜日を除く毎日>
	イ プール	近郊の屋内無料プールを利用する。楽しみながら体を動かす。ある
		いは、目標を決めて達成することで充実感を得る。
	ウ ハイキング	季節や天候に配慮し、安全な遊歩道を歩く。
4	生産活動の支援	
	i 受注作業の提供	一人ひとりの適性に応じた作業(工程)を提供し、働くことの喜び
		や達成感を得られることを重視する。
	ア グリーンロジテッ	店舗より引上げた付属品のある書籍や手帳、カレンダー等を解体し、
	ク	素材ごとに分別する作業 < Kg 単価 2~5 円 >
	イ 内職作業	就労継続支援 B 型事業が受注した作業または地域の内職業者から直
		接作業を受注する。 <単価 0.5 円>
	ii 自主生産品の作成	自らが生産し、地域の消費者(お客さん)と関わることで、利用者が
		個々の『働き』に対して、より直接的な評価を受ける機会を作る。
	ア ペーパービーズ	紙を加工してビーズを作り、ブレスレット等のアクセサリーを作り
		販売物に仕上げる。
	イ さをり織り	自己表現や自分のペースで落ち着いて取り組めるよう支援する。ま
		た、マフラーやコースター等の販売物に仕上げる。
5	個別の支援	
	i 個別支援プログラム	個別支援計画に定めた内容、頻度で、利用者個々に必要な活動を行
		う。その実施状況により、年度ごとに全体または希望制のプログラムと
		して、昇華させる。
	ii 個人活動	利用者1人に対し年2回を目途に、個人に焦点を当てた活動を行う。
	『個別の活動時間』	場所や時間等の範囲を決め、利用者の自己選択や、体験することを重視
		して活動内容を決める。

(5) 月間・年間予定

時期	回数	頻度·曜日等	内 容	実 施 場 所
	毎日	_	ウォーキング	きらり周辺
	2	1・3週 月	運動療法	きらり内
	1	第3週 木	医師による健康相談	きらり内
	1	10 日前後	健康チェック(看護師)	きらり内
月間	1	第2週 月	音楽療法	きらり内
行事	4	毎週 木	体操または、レクリエーション	きらり内
	4	毎週金	創作活動	きらり内
	1	最終週 木	アート療法	きらり内
	1	第2週	理髪業者訪問	きらり内
		金		
4 月	1	上旬	花見	大宮公園付近

	1	何れかの土	和太鼓演奏鑑賞	春岡広場多目的ホール
	1	下旬	健康診断	さいたま記念病院
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
~ =	1	未定	動物園	大宮公園小動物園
5月	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
6月	1	未定	防災訓練	きらり・観音寺下公園
6月	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
	1	5 日	七夕	きらり内
7月	1	未定	和太鼓演奏鑑賞	春岡広場多目的ホール
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
	1	第1土曜日	東大宮フェスティバル	東大宮中央公園
8月	1	未定	夏祭り	きらり内
		未定	夏季休暇	_
0 1	1	未定	和太鼓演奏鑑賞	春岡広場多目的ホール
9月	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
	1	未定	個別面談:個別支援計画中間評価	きらり内
	1	未定	運動会	春岡広場多目的ホール
10 月	1	~11月	日帰り旅行	未定
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
	1	3 1 日	ハロウィンパーティー	きらり内
	1	未定	健康診断(インフルエンザ予防接	さいたま記念病院
			種)	
11月	1	上旬	北区民祭り 	市民の森
	1	中旬	見沼区ふれあいフェア	堀崎公園
	1	中旬	防災訓練 	きらり内
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
	1	未定	クリスマス会 	未定
12 月	1	未定	年末行事(大掃除・年越しそば)	きらり事業所内
		31 日~3 日	年末年始休暇	_
1月	1	上旬	初詣・書初め	未定
2 月	1	3 日	節分行事	きらり内
	1	14 日	バレンタイン行事	きらり内
	1	未定	個別面談:支援計画の年度末評価	きらり
3月	1	14 目	ホワイトデー行事	きらり内
0月	1	未定	お疲れ様会(利用者)カラオケ	未定
	1回/人	未定	コムナーレ(授産品販売)	パルコ浦和店

3. きらり就労継続支援 B 型事業

(1) 事業の法的位置付け

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために就労に必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う事業。

(2) 基本方針

- ① 利用者の将来像を想定し、就業・生活・社会の三分野について、利用者自身が自らの潜在能力を引き出していくための、効果的かつ、安定して臨める日中活動プログラムの提供、個別支援計画の提案を行う。
- ② 就業プログラムにおいて、工賃の向上、業務内容の質の向上を目指し、恒常的にその内容を吟味していくものとする。
- ③ リスクマネージメントを徹底し、事故に対する意識を高め、事故の防止、事故の起きにくい環境整備に努める。
- ④ 利用者本人だけでなくご家族の希望や思いに対して真摯に受け止め支援に反映していくことで、信頼され選ばれる事業を目指していく。

(3) 令和6年度重点目標

- ① 利用者一人一人の特性や性格を把握し、それぞれに合った支援を行うため職員間での連携を強化する。細かな情報共有を意識したミーティングを毎夕行い、誰が見ても分かりやすいケース記録を心がける。また職員は日々の支援を振り返る習慣を身に付ける。連絡ノートをうまく活用し共有事項のもれが無いように努める。会議に参加できない非正規職員に議案の内容を細かに通達していく。状況に応じて職員に個別に聞き取りをしていく。毎月最終週を個別支援計画意識週と定義して、担当職員の実施状況等をそれぞれ把握、確認していく。
- ② 利用者と職員の信頼関係を築くために「受容」する事を意識し、日々の変化に柔軟な対応を行い支援に繋げる。職員各人が寛容さを持つよう心がけ、各々が福祉の専門職としての意識も持つよう努める。
- ③ 職員の立ち居振る舞いを見直し、広い視野を持つように努める。挨拶や言葉遣い、礼儀を正して社会人としてのマナーの手本となれるような支援員を目指す。

(4) 支援の概要

① 就職実現プログラム

i 作業訓練

事業所内外での作業を行いながら「働く」ことへの意識の向上、職場における規則の遵守、マナーの習得などを支援する。一般企業への就労を希望する利用者に対しては、施設外就労などを選択し、企業に準じた職場の雰囲気を感じることができるように環境整備を行う。

ア 所内作業

・ 塗装ブースフィルター作業 (株式会社テシオン)

- ・宅配ミルク用保冷ケースの洗浄(株式会社靖和)
- ・アクセサリーと子供服の値付け加工(株式会社ミンナのシゴト) ・その他作業(随時)
- イ 施設外就労作業(企業内活動)
 - ・ベッド解体・資材分別作業(TAKADA 環境株式会社)
 - ・介護用ベッドのサイドレール洗浄作業(フランスベッド株式会社)
- ウ 工賃支給目標(内職作業のみ) 月平均 6,000円
 - ・施設外就労利用者は上記より 2,000~18,000 円の増額が見込まれる。
- ② 生活支援・自立支援プログラム

利用者本人とその家族の希望や状況を元に、それぞれのニーズに沿った個別支援計画を作成する。これらを踏まえて将来の生活形態をイメージし、必要な生活のスキルを順序立てて支援課題とし、その習得を図ることを目的とする。また、それらの実践の場としてもショートスティの利用を積極的に提案する。

i 日常生活支援

生活支援については内容の充実、頻度を増やすなど適宜見直しを行い、地域生活への移行をスムーズに行なうための力を身につけていけるように、その重要性の高さを認識する。

- ・着衣脱 ・整容(歯磨き、洗面含む) ・食事 ・排泄 ・清掃 ・洗濯 ・挨拶
- ・外食活動(主に弁当店利用、各グループ活動)
- ii 余暇活動
 - ・利用者の希望に沿った内容の活動を行う。季節行事や外出、レクリエーション等。
- iii 地域活動
 - ・地域の公園清掃等。
- ③ 創作活動支援プログラム

講師(臨床美術士)をお招きして、月に2回アート活動を行う。

通常日課に、創作活動プログラムを継続的に組み込み、利用者個々の新たな側面を引き出す。 また、創作した手工芸品等の製品の販売を行う。

(5) 月間・年間予定表

時期	回数	頻度·曜日等	内 容	実 施 場 所
		適時	日用品買い物(班別に行う)	近隣スーパー等
			クリーン活動(状況による)	きらり周辺の公園、道路
月	1	月2回 土曜日	外出行事(半日)	未定
間行	1	毎日	ウォーキング、散策	遊水池8の字公園等
事	1	2 週 金	床屋 看護師による健康チェック	きらり
7	1	月1回	自主生産活動	きらり
	2	第3、最終週木	アート活動	きらり
4月	1	未定	新緑野外食事会	岩槻城址公園など
F 13	1	未定	健康診断	さいたま記念病院
5月	1	未定	防災訓練(消火・避難・通報)	きらり
6月	1	未定	弁当買い出し行事	ほっともっとなど

7月	1	7日頃	七夕行事(短冊作成・飾りつけ)	きらり
0 🗆	1	未定	東大宮フェスティバル	東大宮中央公園
8月	1	15 日	夏季休暇	
ОН	1	未定	きらり秋祭り	きらり
9月	1	未定	個別面談;個別計画中間評価	きらり
10月	1	未定	秋の日帰り外出	未定
	1	未定	健康診断(インフルエンザ予防接種)	さいたま記念病院
11 🛭	1	未定	防災訓練(消火・避難・通報)	きらり
11月	1	未定	北区民祭り	市民の森
	1	未定	見沼区ふれあいフェア	
	1	未定	年末外食行事(半日)	未定
10 🗆	1	24 日頃	クリスマス行事	きらり
12 月	1	年末	大掃除	きらり
	1	未定	年末年始休暇	
1月	1	未定	正月行事(初詣・書初め)	久伊豆神社など
ο П	1	3日頃	節分行事	きらり
2月	1	14 日頃	バレンタインデー行事	きらり
o ⊟	1	未定	個別面談;年度末評価、次年度計画	きらり
3月	1	14 日頃	ホワイトデー行事	きらり

[4] ななほし

1. ななほし全体

(1) 実施事業及び利用定員と利用登録者数(令和6年4月1日予定)

① 生活介護

班	すてら	にじいろ	合計
定員		27 名	
125%定員		33.75 名	33.75 名
登録利用者数	13 名	20 名	33 名

② 短期入所

居室数(全個室)	5 室
入居者数	最大受入5名/日
登録利用者数	72 名

(2) 事業所運営基本方針

その人の持っている能力や特性、その伸ばせる部分や変えられる部分、困難となる行動の原因などを明らかにして、どうすることがその人自身の幸せにつながり、社会の中で居場所を見つけていくことになるのか、一人ひとりの目標や想いを主体的に実現する術を発見し獲得していけるよう、環境を整え、様々な活動や人と関わる機会を提供する場とする。

(3) 令和6年度重点目標

生活介護事業、短期入所事業の体制を整え、生活介護においては 1~2 名の利用者増員を、短期入所は 9 割前後の利用率を目標にし、日数稼働率についても職員の補充を基に増加させていく。

社是・運営方針:「感謝」「謙虚」「共感」「笑顔とホスピタリティで皆が活き生き幸せを追求しよう」を実行していく。

- ① 来訪する全ての方へ笑顔で挨拶、明るい施設運営を行い地域の人との関わりを大切にする。
- ② 選ばれる施設づくり
 - i 人権の尊重と虐待防止の徹底

利用者の人格と人権を尊重した支援サービスを推進するため、会議での事例検討や講習を 行うことで虐待に対する意識啓発を促すと共に、定期的なセルフチェックや虐待防止委員会 を開催し虐待防止の徹底を図る。

ii 利用者支援の専門性・質の向上

1人ひとりの障害特性を踏まえた支援の向上の為、今までの記録等を基に、定期的な検討・ 検証をし、施設外では社会資源を用いた個々のニーズに合ったサービスの提供を行う。また 外部の研修や、施設内の研修を開催し利用者目線に立ったサービスを追求していく。

iii 5S活動の実施とリスクマネジメントの徹底

事故に対する意識を高め基本的な感染対策を講じ支援を行う。また 5S 活動(整理・整頓・ 清掃・清潔・習慣化)を実施し安心安全で効率的な環境を構築する。

2. ななほし生活介護事業

(1) 事業の法的位置づけ

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、常時介護を必要とする者に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う事業。

(2) 基本方針

- ① 本人の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立った支援の提供に努める。
- ② 日中活動において、多様なプログラムの提供に努め、それらの場面を通して、一人ひとりが持てる力を十分に発揮できるよう支援し、またその環境を整備する。
- ③ 他者との関わり、コミュニケーションを育むことは、その人らしい豊かな生活を実現していく うえでとても大切なものであり、施設の内外を問わず、そのような機会を職員が積極的に作り 出していく。

<u>(すてら)</u>

(3) 令和6年度重点目標

① 選ばれる施設づくり

今年度は「選ばれる施設づくり」に力を入れ、ななほしのすてらを様々な活動を通じて(実習生、見学の受け入れ、学校案内、販売等)アピールしていく。

利用者一人ひとりの気持ちに寄り添い、常に利用者の立場に立った支援を行う。また、利用者本人は元より保護者や地域からの信頼を得られるよう安全面に配慮していく。

② 事故防止・予防の徹底

リスクマネジメントを徹底し、事故報告書、ヒヤリハット報告書を有効活用し、事故減少に向けた取り組みを行う。加えて職員体制の確認や職員間の情報共有等に注力する。また、インフルエンザ・ノロウイルスなどに加え、コロナウイルスなど新型のウイルスを含めた感染症への感染・感染拡大を防ぐため、対策の充実と徹底を図る。

③ 作業活動の充実

現在行っている施設内作業(万葉:タオル重ね、自主生産:キャンドル封入)に加え、今年度から新たな作業(ロジッテック:紙リサイクル)を取り入れ、より安定的に作業活動を供給する。作業が社会のどの様な場面で活かされているかを分かり易く伝え、仕事を行う事での喜びを感じ、利用者自身の本来持っている力をさらに高められる様に支援していく。より高工賃作業の確保に努める。

④ 利用者の主体性を意識した支援

利用者の主体性に焦点を当てる支援を展開する。利用者の声や利用者同士の関わりに重点を置いた取り組みとして、利用者間で話し合える場を設け、レクリエーションや行事の内容を利用者が自己決定、自己選択できる形にしていく。減り張りのある生活を提供していきつつ「達成感」や「充足感」をより実感できるように取り組む。

⑤ 心身の充実を図る

音楽療法・アート療法や体づくりプログラム等を取り入れ、創造性を育み、心と体の安定と 機能向上、維持を図る。

(4) 支援内容

① 生活支援

施設内ではADL(日常生活動作)の向上を中心に、活動の場を施設外にも広めることで社会体験の機会を積極的に作ることで、IADL(手段的日常生活動作)についても利用者の新たな力を引き出せるような支援に取り組む。

- i 日常生活支援
 - ア 着脱衣、整容 イ 食事、水分補給 ウ 口腔ケア エ 排泄 オ 掃除
 - カ 挨拶など キ 送迎 ク 医療ケア、衛生 ケ 入浴
- ii 生活スキル支援(社会資源の活用、金銭授受、自己選択など)
 - ア 昼食買い物支援(年2回) イ 外食支援(年1回)
 - ウ 調理支援(随時)
- iii 社会体験活動

ア 外出プログラム (通年) イ 他団体プログラム (随時)

② 機能訓練・体力づくり支援

利用者の健康面に配慮すると共に、体重の増減等を注視しながら体力維持に努める。又、利用者が興味を持って取り組めるプログラムの提供に努める。

i 機能訓練

ア マッサージ (毎日) イ 足湯 (月 1~2 回)

ii 体力づくり

ア 散歩(週2回) イ 施設運動(週2回)

iii 健康管理

ア 体重測定 イ バイタルチェック ウ 医師の健康観察 エ 健康診断 オ 感染症予防接種

③ 生産活動支援

一人ひとりの適性に合った作業(工程)を探ることで、働くことの喜びや達成感を得られる ように支援を行う。

i 自主生産活動

ア アロマキャンドル封入 イ 石鹼封入 ウ ブレスレットの値札

ii 受注作業

ア 万葉タオル イ ロジテック

- iii 工賃支給目標 一か月平均500円以上
- ④ 文化的活動支援

月間予定の中に組み込むことで定期的に実施できるようにする。

i 音楽療法(月1回) ii ミュージックシアター(月1回)

iii アート療法(月1回) iv 室内、室外レクリエーション(月1回)

v 創作(月4回) vi 車椅子ダンス(月2回)

vii その他、利用者の希望する活動

(5) 予定表

- ① 月間プログラム
- ・音楽療法 月1回 ・アート療法 月1回 ・理髪 月1回
- ・調理活動/おやつ作り 交互月1回 ・DVD鑑賞 月2回 ・演奏活動 月4回
- ・カラオケ(室内) 月2回 ・自主生産品の販売活動 月1回 ・カラオケ外出 年1回
- ・プール外出 年1回 ・外食・昼食買い物 年2回 ・果物狩り外出 年1回
- ・足水(6月~8月)・足湯(11月~3月)

② 週課プログラム

	月	火	水	木	金	土
午前	身体づくり			身体づくり	車椅子ダンス	カラオケ/DVD
	散歩	作業	作業	散歩	ミュージックシ	レクリエーシ
	ウォーカー			ウォーカー	アター	ョン
	演奏会	創作	作業	創作	作業	足湯(足水)
午後	健康プログラム	健康プログラム	健康プログラム	健康プログラム	健康プログラム	リラクゼーション
	入浴	入浴	入浴	入浴	入浴	入浴

③ 年間行事予定表

新年度会
昼食買い物
日帰り外出(プール・外食)
七夕会・日帰り外出(カラオケ・外食)
夏祭り
日帰り外出(果物狩り・外食)
ハロウィンパーティー
ボードゲーム祭り
クリスマス会・年越しそば・大掃除
初詣・書初め・成人式
節分・バレンタインデー
ホワイトデー・お疲れ様会

<u>(にじいろ)</u>

(3) 令和6年度重点目標

① 事故の防止、予防、感染症対策

ヒヤリハット、事故報告書を職員間で共有し、再発防止に努めていく。また、職員同士が互い に声を掛け合うことで連携を取って支援を行い、事故の起きにくい環境をつくっていく。感染症 対策においては、手洗い、消毒、検温等を行い、感染症の拡大防止に努めていく。 ② 利用者に寄り添った支援を心掛ける

利用者の行動1つ1つにどのような理由や目的があるのか、何を伝えようとしているのか等、 利用者目線で物事を考えるようにし、気持ちに寄り添い共感する支援を心掛けていく。また、ケース会議の場では支援についての意見を出し合い、その利用者の問題行動だけに目を向けるのではなく、長所や強みを見つけていく。

③ 利用者個々に合った支援内容やプログラムを提供する

個別支援計画に沿ったプログラムの内容を検討し、個別外出や運動、心身のリフレッシュ等を 実施していく。買い物では金銭授受や購入品の選択等を行うことで社会参加の機会を提供し、室 内の活動では、指先を使った細かな活動や身体を休める時間を提供していく。

④ 生産活動の幅を広げ、工賃向上へと繋げる

内職作業では、今現在取り組んでいる作業内容を効率良く進める方法や利用者の得意とする作業工程を見つけていく。自主生産ではビーズアクセサリーと石鹸を主体として取り組み、現在の販売先での売れ行きを把握し、お客様に購入していただける商品作りに努めていく。内職作業と自主生産をバランス良く進めていき、安定した工賃の支給を目指す。

(4) 支援内容

① 生活支援

施設内ではADL(日常生活動作)の向上を中心に活動の場を施設外にも広め、社会体験の機会を積極的に作ることでIADL(手段的日常生活動作)についても利用者の本来持っている力や新たな力を引き出せるような支援に取り組む。

- i. 日常生活支援
 - ア 着脱衣、整容 イ 食事、水分補給 ウ 排泄 エ 掃除 オ 挨拶など カ 衛生
- ii. 生活スキル支援(社会資源の活用、金銭授受、自己選択など)
 - ア 昼食買い物支援(随時)
 - イ 外食支援(随時)

- (交互に月1回)

ウ 調理支援 (随時)

iii. 社会体験活動

ア 外出プログラム (通年)

② 機能訓練・体力づくり支援

利用者の健康面に配慮すると共に、体重の増減等を注視しながら体力維持・向上に努める。又、 利用者が興味を持って取り組めるプログラム(ウォーキング等)の提供に努める。

i 体力づくり

ア ウォーキング:施設近隣(毎日)、運動公園(3ヶ月に1回)

ii 健康管理

ア 体重測定(毎月) イ バイタルチェック(毎日)

ウ 医師健康観察(毎月) エ 感染症予防接種(年1回) 等

③ 生產活動支援

一人ひとりの能力及び適性に合った作業(工程)を探ることで、働くことの喜びや達成感を得られるように支援を行う。

i 受注作業

ア タオル (株式会社万葉) イ 手帳解体作業 (グリーンロジテック株式会社)

ii 自主生產活動

ア ビーズアクセサリー (ストラップ、ブレスレット、指輪等)

イ 紙漉き (コースター、メモ帳等) ウ 石鹸

iii 工賃支給目標 一ヶ月平均 1000 円以上

④ 販売活動支援

販売という意識の獲得も含め、販売活動の機会を通して人との関わりやコミュニケーションを 養えるよう支援を行う。

- i ピアショップ販売(月1~2回 見沼区役所にて)
- ii 委託販売(小児医療センター内おかし屋マーブル、キッチンカーKAERU)
- iii その他お祭り、各種イベントに出店
- ⑤ 文化的活動支援

プログラムとして月予定の中に組み込むことで定期的に実施する。

i 音楽療法(月1回)

ii アート療法(月1回)

iii 音楽活動(週1回)

iv 室内、室外レクリエーション(月1回)

v 創作活動(貼り絵、工作等)(月2~3回)

(5) 予定表

月間予定

	回数	頻度・曜日	内容	実施場所
	毎日	月~土	ウォーキング	施設周辺、近隣の公園等
	2回	2、4週 月	自主生産 (紙漉き)	ななほし
	10回	月、水	自主生産 (ビーズ)	ななほし
		1、3週 金		
	2 回	2、4週 金	自主生産 (石鹸)	ななほし
月	2~3回	1、3週 火	創作活動	ななほし
間	20回	月~金	個別プログラム	ななほし
行	1回	1週 金	音楽療法	ななほし
事	4~5回	木	音楽活動	ななほし
	1回	2週 火	アート療法	ななほし
	1回	4週 火	レクリエーション	ななほし
	1回	3週 火	看護師による健康チェック	ななほし
		不定期	外食、調理、昼食買い物	ななほし、近隣の飲食店、
				スーパー等

② 週課プログラム

	月	火	水	木	金	土
1	ウォーキング	ウォーキング	ウォーキング	ウォーキング	ウォーキング	ウォーキング
						(特別プログラム)
2	作業	作業	作業	作業	作業	作業
					(音楽療法)	(特別プログラム)
			昼位	な		
3	作業/自主生産	創作活動	自主生産	音楽活動	作業/自主生産	DVD 鑑賞
	(紙漉き、ビーズ)	(アート療法)	(ビーズ)		(ビーズ、石鹸)	(特別プログラム)
		(レクリエーション)				
4	個別プログラム	個別プログラム	個別プログラム	個別プログラム	個別プログラム	DVD 鑑賞
		(アート療法)				(特別プログラム)

③ 年間行事予定表

			内容	場所
	4月	平日	カラオケ大会	ななほし
	5月	土	公園外出 (鯉のぼり)	近隣の公園
	6月	平日	運動会	ななほし
	7月	7日前後	七夕	ななほし
	8月	平日	夏祭り	ななほし
	7月~	平日	選択外出 (プール又は果物狩り)	障害者交流センター
	9月			果樹園
₽	10月	平日	ハロウィン	ななほし
年		土	公園散策 (紅葉狩り)	公園
間		平日	交流会	ななほし
1.3	11月	上旬	北区民祭り	市民の森
行		上旬	見沼区ふれあいフェア	堀崎公園
	12月	平日	クリスマス会	ななほし
事		年末	年越しそば	ななほし
		平日	初詣	近隣の神社
	1月	平日	二十歳のお祝い	ななほし
		土	書初め	ななほし
	2月	2日前後	節分	ななほし
		平日	バレンタイン	ななほし
		平日	ホワイトデー	ななほし
	3月	平日	お疲れ様会	ななほし
		土	お花見	公園

[※]選択外出は感染症の状況により変更になる場合があります。

3. ななほし短期入所事業

(1) 事業の法的位置付け

利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う事業。

(2) 基本方針

- ① 利用者が家族から離れた暮らしを安心・快適に過ごし経験を積むことが出来る支援サービスに 努める。
- ② 申込から利用まで、透明性があり、安定したサービス提供。
- ③ 緊急の利用希望に対し、対応できる体制を整えておく。
- ④ 事故の予防・防止

事故に対する意識を持ち、事故の防止、事故の起きにくい環境整備に努めるとともに、職員体制の確認や職員間の情報共有を徹底する。また、通年において、各設備に関する衛生面の管理に各職員が責任を持って取り組む。

(3) 令和6年度 重点目標

- ① 職員が行うべき支援の内容を明確にするため、会議で個々のケースに応じた検討、またそれを 周知し支援の質の均質化や向上を進め、きめ細かいサービスの提供を行う。
- ② 御家族との連携を密にし、利用者に関する情報交換を積極的に行うことにより、 支援の充実 を図る。
- ③ 感染防止対策を徹底しマスクの着用、手洗い、手指消毒の他、食事の介助ではフェイスシールドを着用し支援に努める。また手が触れる物、箇所に関して小まめな消毒を行う。
- ④ 居室への入室、持ち物管理、排泄・入浴時等において、プライバシーに配慮した支援に努め安心して宿泊が出来る環境を提供する
- ⑤ 危険予知訓練(KYT)やリスクマネジメントの研修に参加することで事故防止への意識を高め、 業務のルール化や改善を行う。

(4) 支援の概要

利用契約を結んだ登録者に対し、希望の利用日を調整し、送迎車を活用して受入を行う。 活動は、入浴や食事、排泄などの日常生活上の支援を行い、就寝時間以降は定時での見廻りを行う。また休日では利用者の体調に留意しながら近隣の公園等に出かけるなど、余暇の充実に努める。

[5] ききゅうホーム

1. ききゅうホーム全体

(1) 各事業の居室数と入居者又は登録者数(令和6年4月1日時点)

	共同生活援助	短期入所
居室数(全個室)	6 室	3 室
入居者数	6 名	_

2. 共同生活介護(すばる:グループホーム)

(1) 事業の法的位置づけ

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体および精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の援助、相談、その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う事業。

(2) 基本方針

- ① 利用者一人ひとりをかけがいのない存在として大切にし、人としての尊厳、権利を守ります。
- ② 入居利用者の家であり、安心・快適な住環境を整えるとともに、一人ひとりがこの家で暮らす 生活の主体者として、個性や意向を尊重した生活が送れる様支援します。また、プライバシーに は十分配慮します。
- ③ 利用者が地域や社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援し、一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

(3) 令和6年度 重点目標

- ① 安心と生活の質の向上
 - ・ 笑顔と深い思いやりを持って利用者に接することで信頼関係を醸成し、利用者が安心して生活できるよう努める。また、利用者一人ひとりの想いや意思に寄り添い、その一つひとつの改善や実現に一緒に考え取り組んでいくことで生活の質を向上できるよう努める。
 - ・利用者間の良好な人間関係のサポートに努める。
 - ・心身の日々の疲れを癒したりリフレッシュや活力を養え、毎朝それぞれの活動の場に元気に出 発できる環境に努める。

② 自立支援

利用者の障害特性や能力や状態を把握しその合理的配慮に注意しつつ、自分自身の力で日常生活を営めるようにサポートすることに努める。

③ 健康・衛生保持

常に利用者の健康状態を把握し、異変がある時は迅速に治療等のサポートをするなど健康管理に努める。また、衛生管理と環境整備を徹底することで感染症予防に努め、感染症が発生した場合には、職員間や他事業所との情報共有を迅速に行い連携して感染拡大の防止に努める。

④ 余暇の充実

自己選択や自己決定をサポートしながら利用者のやりたいことや行きたいところ等を丁寧に 聞き取りし、個々に合わせた趣味的活動や外出、行事等のプログラムの充実を図る。

また、他福祉サービスとの連携を図ることで、人間関係や余暇・休日の過ごし方の選択肢の幅を広げられるようにする。

⑤ 事故・虐待の防止

日頃から会議等で事故に対する意識を高め、事故の防止、事故の起きにくい環境整備に努める とともに職員体制の確認や情報共有を徹底する。また、虐待防止委員会の開催や研修を実施し、 利用者への日々の支援を振り返る中で、職員の支援の悩みなども共有し、不適切な関りの段階か ら早期発見し適切な関りを検討していくことで虐待へエスカレーションすることを防止する。

- ⑥ 利用者家族や通所施設との密な情報共有と連携に努める。
- ⑦ 安定的な職員体制を確保し、職員間の情報共有と意識統一を徹底し、連携して支援を行うことで、サービスの質の向上を目指す。

(4) 支援の概要

当該利用者に対して、(1) ~(3) を踏まえ、利用者の自己決定ができる機会を増やし、より自立した日常生活を送れる様、個々に合わせた個別支援計画を作成し、日々の生活の支援を行っていく。

- ① 個別支援計画
 - ・ニーズ、個性、障害特性等の把握に努めアセスメントの聞き取りを行う。
 - ・アセスメントに基づき、適切な支援内容の個別支援計画を作成する。
 - ・状況・状態の変化の把握をモニタリングし支援を行う。
- ② 日常生活上の支援
 - ・食事、入浴、歯磨き、整容、着替え、洗濯、掃除、寝起き等において、可能な限り利用者自 身でできるようにサポートする。
- ③ 食事の提供
 - ・栄養バランス、カロリー、健康、家庭的な内容であること等を考慮し、朝、夕の毎日の食事 を調理員の調理により提供する。
 - ・休日の昼食は、利用者の希望を聞き、買い物、外食、調理企画を取り入れ提供する。
- ④ 余暇活動の支援
 - ・集団活動・・・季節の行事やイベント企画の実施:月1回、小旅行の実施 公園や町散策を通してウォーキング等の運動の機会の提供:休日
 - ・個人活動・・・趣味支援、個別外出支援:月1回
- ⑤ 買い物支援
 - ・個々の意向や必要に応じた買い物の同行支援:休日
- ⑥ 健康管理·感染症予防
 - ・毎日の検温、身体症状の観察及び記録・・服薬管理・・通院同行
 - ・体重測定:月1回・健康診断:年1回
 - ・衛生用品を備え使用し、感染症予防に努める。
 - ・訪問看護師による健康チェックを週1回行う。

- ⑦ 金銭、私物や衣類の管理
 - ・利用者の個々の状況に応じ、利用者と相談しながら金銭、私物や衣類の管理を行う。
- ⑧ 家族・関係機関との連携
 - ・家族や通所施設等との連絡調整を密に行いながら支援する。
- 9 緊急対応
 - ・利用者の生命・安全を第一に考え、怪我や病状に急変等生じた場合は、速やかに救急通報または医療機関へ連絡をする等の措置を行う。
- ⑩ 防災
 - ・防災計画を周知し、防災避難体制の万全を期するとともに、防災意識の向上に努める。
 - ・利用者の生命、安全を第一とした防災訓練を年1回以上実施する。
 - ・消火設備、スプリンクラー、避難誘導灯、自動火災報知機、非常連絡装置、消火器を備え、 業者による年2回の点検を行う。
 - ・廊下、階段、通路には物を置かず、避難経路を常時確保する。
 - ・非常食及び防災備品を常備し、定期的に点検、入れ替えを行う。

3. 短期入所(三つ星:ショートステイ)

(1) 事業の法的位置付け

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせて身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の支援、その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う事業。

(2) 基本方針

- ① 利用者の主たる介護者の急用やレスパイト(休息)、または、利用者が将来的にグループホームなどで家族から離れて生活することを想定した経験を積み重ねられることを目的とする。
- ② 利用者が安全・安心・清潔・快適に過ごせる環境を常に整える。
- ③ 利用者の障害特性や個性の理解に努め、家族や関係機関と情報共有を行い時々の状態を把握し、 一人ひとりに合わせた過不足ない適切な支援を提供する。
- ④ 申込から利用まで、透明性があり、安定的かつ円滑にサービス提供ができる受入れシステム。

(3) 令和6年度 重点目標

- ① 利用者家族、通所施設等関係機関、所内職員間の連携と情報共有に努め、サービスの質の向上、 受け入れ時の支援に活かしていく。
- ② 今まで蓄積した短期入所受け入れの個々のケースについて情報整理を行い職員間で共有し、利用者一人ひとりに合わせた適切な支援を行い快適に過ごせるよう努める。将来グループホームへ 移行する時にスムーズに引き継げるようにする。
- ③ 利用希望に対して安定した受け入れが行えるように職員体制を確保する。
- ④ 短期入所利用について更なる周知を行うことで法人内利用者数を増やし、特に平日の空室を埋められるように努める。
- ⑤ 継続して感染症予防を徹底する。

- ⑥ 事故の予防・防止:事故に対する意識を高め、事故の防止、事故の起きにくい環境整備に努めるとともに職員体制の確認や職員間の情報共有と連携を徹底する。
- ⑦ 虐待防止研修を実施し、虐待防止に向けた取り組みや仕組み作りを推進する。

(4) 支援の概要

ホームでの活動は共同生活援助事業に準ずる。

[6] 特定相談支援事業所 さくら

1. 目的

- (1) 障害福祉サービスを適切に活用するための支援
- (2) 社会資源を効果的に活用するための支援
- (3) 地域生活、社会生活に適応し、安定して生活するための支援
- (4) 権利擁護のための支援

2. 基本方針

- (1) 主体性…本人の主訴に基づき、将来、希望する生活などの表明されたニーズを受け止め、その充足のための、適切な障害福祉サービスの利用へとつなげる。
- (2) 利益性…本人が現在または将来に必要な利益を享受するため、きめ細やかなアセスメントにより ニーズを正しく捉え、フォーマル、インフォーマルを問わず、様々な社会資源、アプロ ーチを駆使して支援する。
- (3) 共有性…ニーズ充足の為の必要な支援内容、障害福祉サービスの利用は、本人または家族に対して、十分な説明を行った上で、正しい理解のもと、決定できるよう支援する。

これら3要素を主軸として、本人の思いに沿いながら、生活の質の向上を目指し、常にその人の 立場に立った支援を行うよう努める。

3. 業務内容

- (1) サービス利用支援…障害福祉サービス受給者証の更新に伴って行う
 - ① 障害のある方の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「サービス等利用計画案」の作成。
 - ② 支給決定後の障害福祉サービス事業者等との連絡調整。
 - ③ 支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」の作成。
 - ④昨年度より北区地域協議会の地域生活部会に所属しており、今年度も引き続き所属を継続する。
- (2)継続サービス利用支援…必要に応じて数カ月・半年後に1度定期的に見直しを行う。
 - ① 「サービス等利用計画」の利用状況の検証(モニタリング)を実施。
 - ② 「サービス等利用計画」の変更および関係者との連絡調整。
 - ③ 新たな障害福祉サービス等の支給決定が必要な場合の申請の勧奨。

4. 令和6年度相談者見込

- ・サービス利用支援 …… 121名
- ・継続サービス利用支援… 121名
- ・サービス等利用計画の更新作成およびモニタリングを含めた年間相談件数は 130 件程度を予定している。
- ・令和6年度は、定期的にご本人・ご家族と対面を基本とした関りや情報の共有を継続していく。 また、利用者が関りのある事業所や必要な機関とのやり取りを増やし、情報共有を行い、ご本人 の細かい変化に気づき、より対応できるようにしていく。